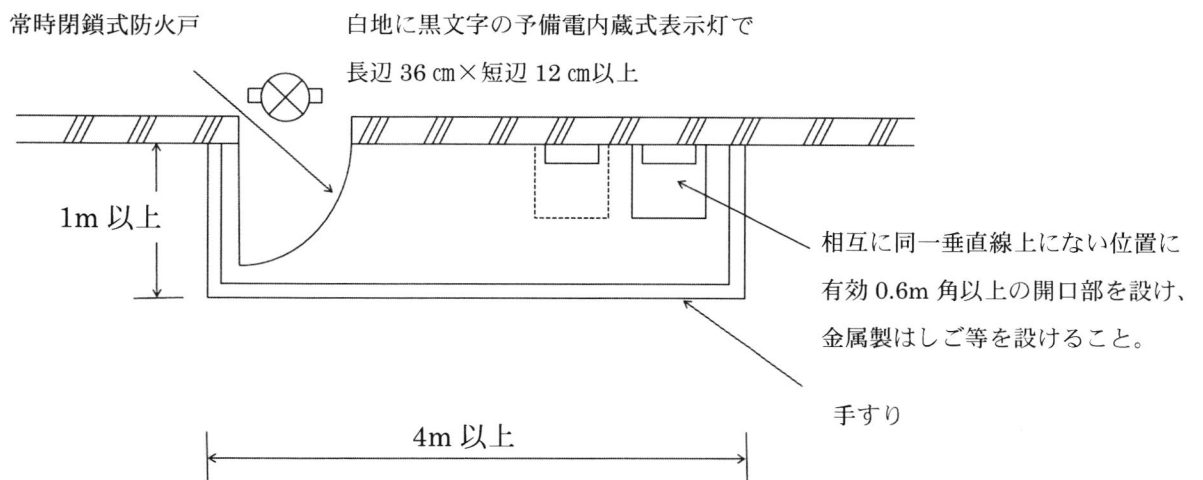
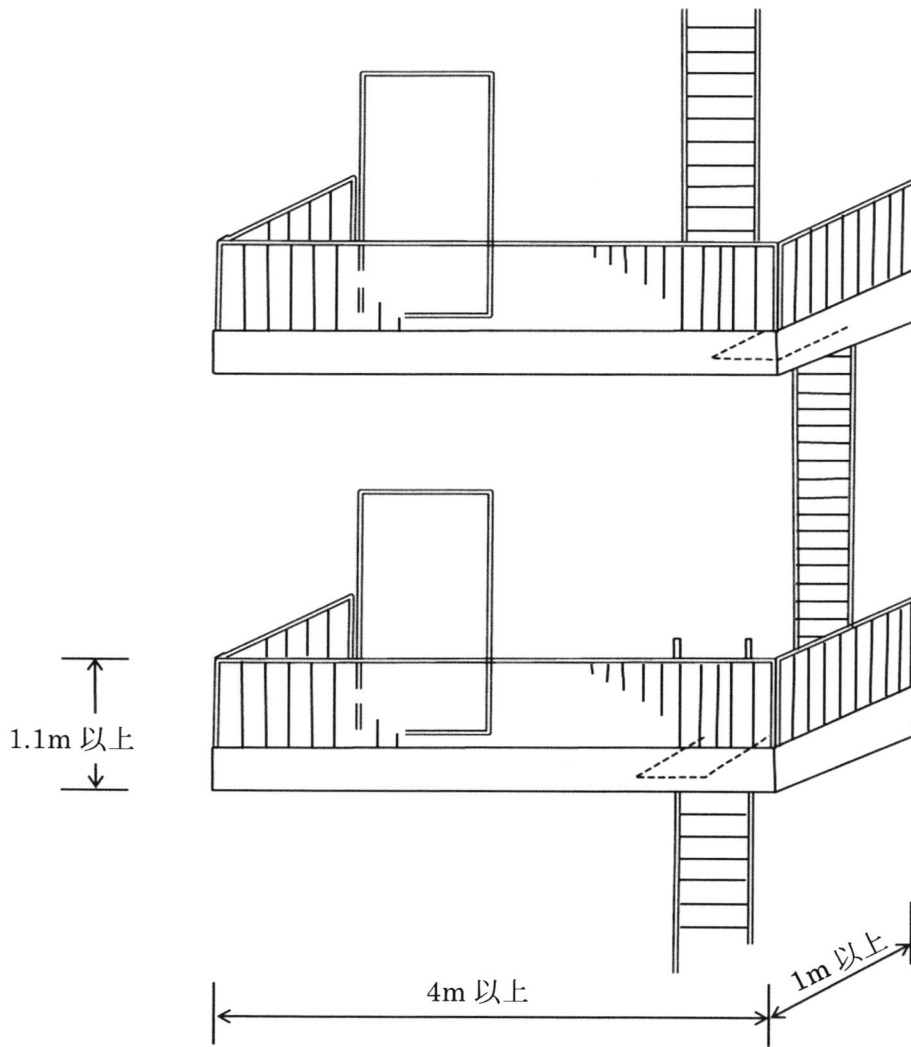
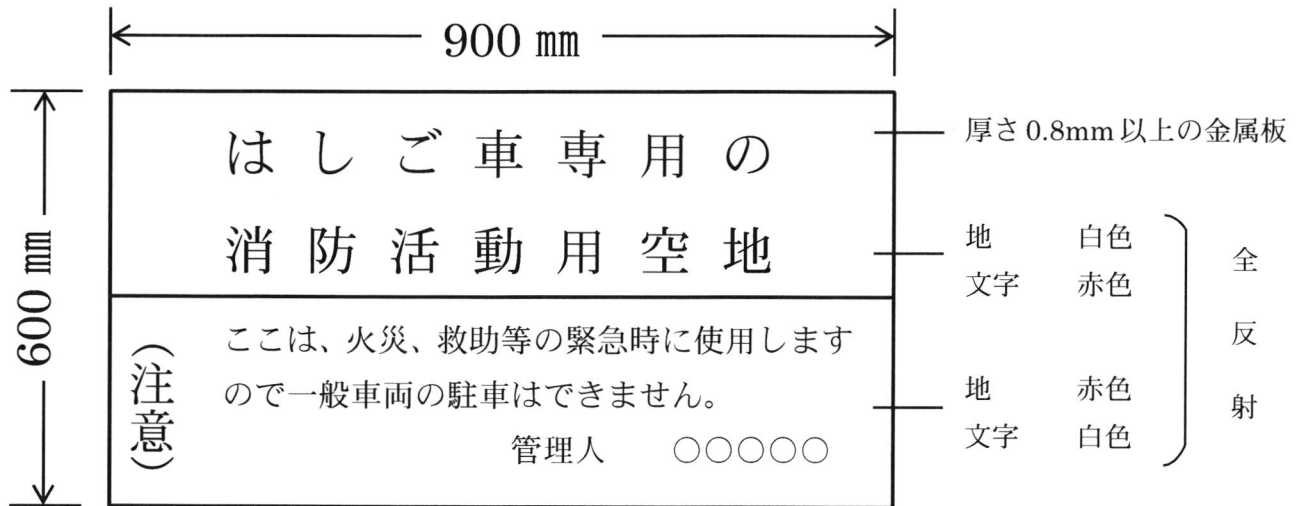


別図 - 1 バルコニー



別図 - 2 消防活動用空地の表示

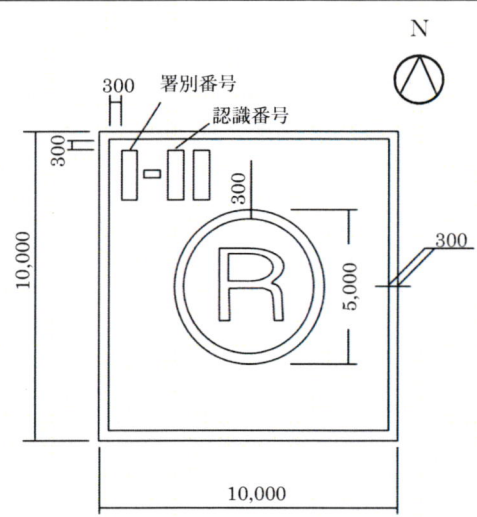
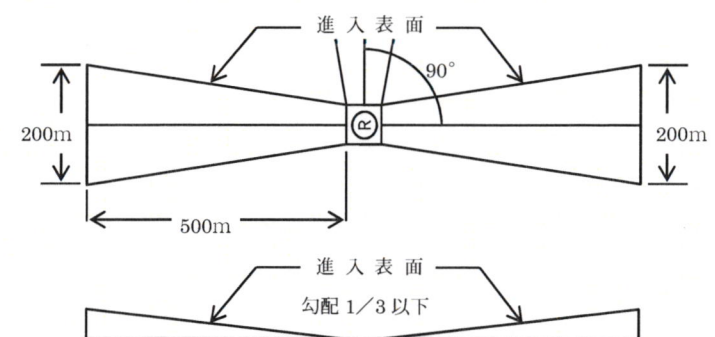
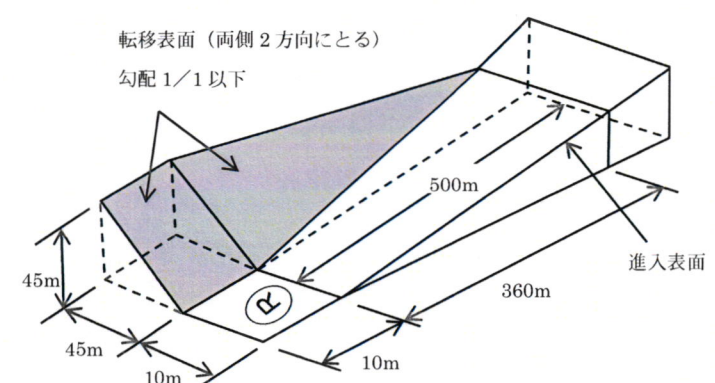
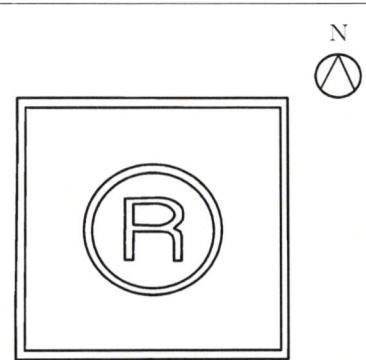


別図 - 3 救急用担架収納可能の表示

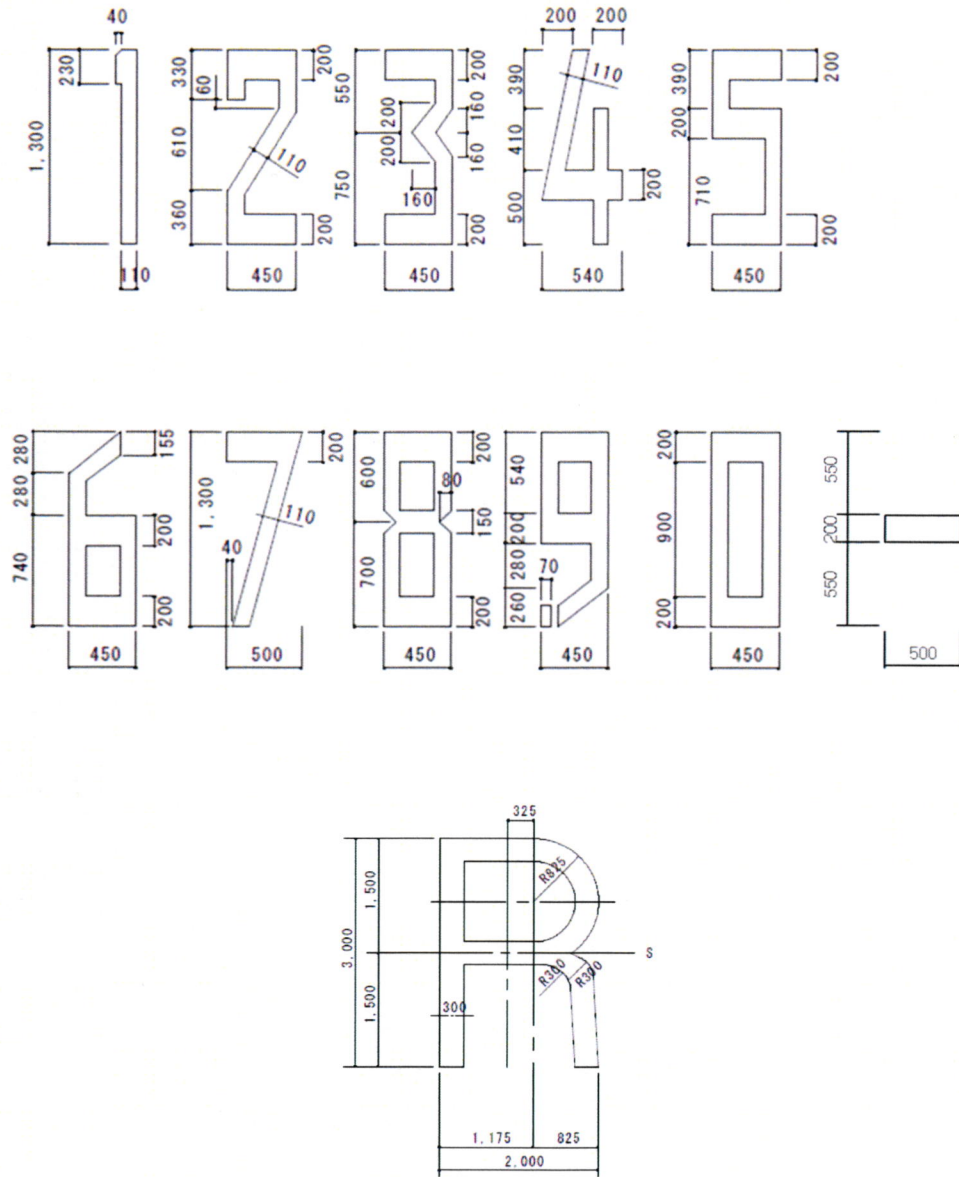


外径 47 m/m

別図 - 4 ヘリコプターの緊急救助スペースに関する条件及び図解

施設		緊急救助用スペース	
項目		条件	図解
着陸帯等	広さ	原則 10m×10m 以上	 <p>※署別番号 (1) 青葉消防署 (2) 宮城野消防署 (3) 若林消防署 (4) 太白消防署 (5) 泉消防署 (6) 宮城消防署</p> <p>※認識番号 署別ごとに「01」から一連番号で始まり、文字間隔は300mmとする。</p> <p>※単位はmmとする。</p>
	標識	黄色（夜光塗料等）で緊急救助用スペース及びRの標識を表示する。	
	床面強度	通常強度とする。	
	床面構造	通常床式とする。	
	勾配	災害活動に影響しない程度の表面であること。	
制限表面	進入表面	原則として直線の2方向とする。 ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設ける。	
	進入区域の長さ及び幅	長さは500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保する。	
	進入表面の勾配	3分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	
転移表面の勾配等	1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。ただし、上記進入表面及び転移表面が取れない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できるものとする。		
脱落防止施設	脱落防止施設	救助隊員及び要救助者等の脱落防止施設を設置する。 また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	
	燃料流出への対策	_____	
	消火設備等	_____	

別図 - 5 署別番号及び認識番号等



※単位はmmとする。

高層建築物のガス安全システム（その1）（60mを超える高層共同住宅以外）

遮断装置	ガス配管		ガス漏れ警報器	消費設備	
	建築物全体遮断	建築物外壁貫通部近傍		建築物内部配管	ガス栓・接続具
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作しうる引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の飛込部近傍に緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。（感震器と連動可能）</p> <p>(1) 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガスを瞬時に遮断する。</p> <p>(2) 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常電源駆動式 ・ バネ式 ・ 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） <p>(3) 緊急遮断装置は防災センター等に作動を表示し、警報を出す。</p> <p>(4) 感震器と連動する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時に感震器が250ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断弁が作動し建築物へのガス供給を遮断する。 	<p>1 建築物の分岐部から立上り部までの主配管は溶接接合とする。</p> <p>2 供給管から引込管固定点までの配管は、日本ガス協会発行の「供給管内管指針（設計編）」により、地盤の変位による影響を配慮した耐震設計とする。</p> <p>【参考】 日本ガス協会発行「埋設部の一般（中、低圧）ガス導管耐震設計指針」</p> <p>3 防食措置を施すこと。</p>	<p>1 主立管及び主立管から分岐第一固定点までは、溶接接合とする。</p> <p>2 主立配管等は、日本ガス協会発行『高層建築物用ガス設備耐震設計・施行指針』の手引き』に基づき設計・施工する。</p> <p>3 横引枝管は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」及び日本ガス協会発行「供給管・内管指針（設計編・工事編）」に基づき設計・施工する。</p> <p>4 必要に応じて昇圧防止用圧力調整装置を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。</p>	<p>業務用自動ガス遮断装置</p> <p>1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器を設置する。</p> <p>2 下記の場合で通気が不可能な場合はガス漏れ警報器を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス遮断弁室 ・ ガスメーター室 ・ 主配管シャフト <p>3 テナントのある場合はテナントごとに業務用自動ガス遮断装置を設置する。</p> <p>4 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び業務用自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。</p>	<p>1 固定型機器の場合は両端ねじ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。</p> <p>2 移動型機器の場合はヒューズ型ガス栓で両端迅速継手付きガス用ゴム管又はガス用ゴム管接続とする。</p> <p>3 フード等用簡易自動消火装置が設置される場合は業務用自動ガス遮断装置と接続することができ</p>	<p>1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンジ・フライヤー・業務用コンロ等の業務用機器はねじで接合し得るものとする。 ・ 一般機器は立ち消え安全装置付のものとする。 ・ 湯沸器・ボイラー・冷温水機はねじで接合し得るものとし、立ち消え安全装置付のものとする。 <p>3 機器の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 31m以下の階で使用することとする。 ・ 31mを超える階にあっては、最上階の展望を目的とした飲食店、使用区分上から機能的に途中階等に設ける必要がある社員食堂等の厨房設備器具。 <p>4 排気方式は強制排気とする。</p>

高層建築物のガス安全システム（その2）（31mを超え 60m以下の共同住宅以外）

遮断装置	ガス配管		ガス漏れ警報器	消費設備	
建築物全体遮断	建築物外壁貫通部近傍	建築物内部配管	業務用自動ガス遮断装置	ガス栓・接続具	消費機器
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作しうる引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の飛込部近傍に緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。（感震器と連動可能）</p> <p>(1) 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガスを瞬時に遮断する。</p> <p>(2) 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常電源駆動式 ・ バネ式 ・ 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） <p>(3) 緊急遮断装置は防災センター等に作動を表示し、警報を出す。</p> <p>(4) 感震器と連動する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時に感震器が 250 ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断弁が作動し建築物へのガス供給を遮断する。 	<p>1 供給管から引込管固定点までの配管は、日本ガス協会発行の「供給管内管指針（設計編）」により、地盤の変位による影響を配慮した耐震設計とする。</p> <p>【参考】 日本ガス協会発行「埋設部の一般（中、低圧）ガス導管耐震設計指針」</p> <p>2 防食措置を施すこと。</p>	<p>1 原則として 100A 以上の配管は溶接接合とする。</p> <p>2 内部配管は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」及び日本ガス協会発行「供給管・内管指針（設計編・工事編）」に基づき設計・施工する。</p> <p>3 必要に応じて昇圧防止用圧力調整装置を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。</p>	<p>1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器の設置を推奨する。</p> <p>2 テナントのある場合はテナントごとに業務用自動ガス遮断装置を設置する。</p> <p>3 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び業務用自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。</p>	<p>1 固定型機器の場合は両端ねじ接合で金属管、金属可とう管又は強化ガスホースで接続する。</p> <p>2 移動型機器の場合はヒューズ型ガス栓で両端迅速継手付きガス用ゴム管又はガス用ゴム管接続とする。</p> <p>3 フード等用簡易自動消火装置が設置される場合は業務用自動ガス遮断装置と接続することができる。</p>	<p>1 機器の固定は日本建築センター「建築設備耐震設計指針」に基づき設計・施工する。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンジ・フライヤー・業務用コンロ等の業務用機器はねじで接合し得るものを推奨する。 ・ 一般機器は立ち消え安全装置付のものを推奨する。 ・ 湯沸器・ボイラー・冷温水機はねじで接合し得るものとし、立ち消え安全装置付のものとする。 <p>3 機器の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 31m以下の階で使用することとする。 ・ 31mを超える階にあっては、最上階の展望を目的とした飲食店、使用区分上から機能的に途中階等に設ける必要がある社員食堂等の厨房設備器具又は 60m以下の建築物の最上階等に設ける機械室内の集中冷暖房設備で、機能上必要と認められるものとする。

高層建築物のガス安全システム（その3）（60mを超える高層共同住宅）

遮断装置		ガス配管		メーターの指示等及び換気	消費設備	
建築物全体遮断	各住戸自動遮断	建築物外壁貫通部近傍	建築物内部配管		ガス栓・接続具	消費機器
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作しうる引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の飛込部近傍に緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。（感震器と連動可能）</p> <p>(1) 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガスを瞬時に遮断する。</p> <p>(2) 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常電源駆動式 ・ バネ式 ・ 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） <p>(3) 緊急遮断装置は防災センター等に作動を表示し、警報を出すこと。</p> <p>(4) 感震器と連動する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時に感震器が250ガル以上の地震を感知すると自動的に緊急ガス遮断弁が作動し建築物へのガス供給を遮断する。 	<p>1 各住戸にマイコンメーターを設置する。</p> <p>2 ガス漏れ警報器との連動遮断が可能</p>	<p>1 建築物の分岐部から立上り部までの主配管は溶接接合とする。</p> <p>2 供給管から引込管固定点までの配管は、日本ガス協会発行の「供給管内管指針（設計編）」により、地盤の変位による影響を配慮した耐震設計とする。</p> <p>【参考】 日本ガス協会発行「埋設部の一般（中、低圧）ガス導管耐震設計指針」</p> <p>3 防食措置を施すこと。</p>	<p>1 主立管及び主立管から分岐第一固定点までは、溶接接合とする。</p> <p>2 主立配管等は、日本ガス協会発行『「高層建築物用ガス設備耐震設計・施工指針」の手引き』に基づき設計・施工する。</p> <p>3 横引枝管は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」及び日本ガス協会発行「供給管・内管指針（設計編・工事編）」に基づき設計・施工する。</p> <p>4 必要に応じて昇圧防止用圧力調整装置を設置すること等により上層階における圧力上昇を防止する。</p>	<p>1 メーター本体及びその取付支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>2 メーター周囲の配管は、建築物と共振しない配管系とする。</p> <p>3 地震時にメーター口金に大きな力が作用することのないよう口金部にメガネ金具を取付けること。</p> <p>4 下記の場合で通気の不可能な場合は、ガス漏れ警報器を設置し、エレベーターホール等に表示・警報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス遮断弁室 ・ ガスメーター室 ・ 主配管シャフト 	<p>接続具はじん（韌）性を確保するように配慮するものとする。</p> <p>(1) 常設型ガス燃焼器に用いる接続具は金属管、金属可とう管又は強化ガスホースとする。</p> <p>(2) 移動設置型ガス燃焼器に用いる接続具は、強化ガスホース、両端迅速継手付ガス用ゴム管とする。</p>	<p>1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厨房機器は立ち消え安全装置付とする。 ・ 各戸別給湯暖房機器は、原則として屋外設置とする。 ・ 住棟別給湯冷暖房機器は、屋外設置型又は密閉燃焼型機器若しくは強制排気方式とする。

（注） 60m 以下 15 階以上の共同住宅で、100㎡の防火区画がない場合は適用する。